



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 条例

- *51 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）..... 2
- *52 和歌山県税条例の一部を改正する条例（税務課）..... 11
- *53 和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）..... 12
- *54 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）..... 13
- *55 和歌山県地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（地域振興課）..... 15
- *56 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警察本部）..... 16

公布された条例のあらまし

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員のより柔軟な働き方の推進を図る観点から、公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができることとするとともに、所要の改正等を行いました。（第 3 条～第 6 条、第 8 条の 2、第 8 条の 4 及び第 19 条の 2 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

福祉対策等の財源の一部に充てるために県民税の法人税割の税率の特例措置を令和 13 年 3 月 31 日まで延長するとともに、地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行いました。（第 18 条及び附則第 14 項の 3 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第 18 条第 3 項の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

住民基本台帳法の一部改正等に伴い、所要の改正を行いました。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

2 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

◇ 和歌山県地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県地域振興基金について、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てることができることとするとともに、地方創生応援税制に係る寄附金の積立てをすることができることとしました。（第1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の給与について、在宅勤務等手当を新設するとともに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行いました。（第10条、第11条、第13条、第13条の3、第15条、第17条の2及び第19条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 3 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第51号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（週休日及び勤務時間の割振り等） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 略 3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週	（週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 略

間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 略

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第6条 略

2 前項の休憩時間は、次に掲げる場合には、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

(1)・(2) 略

(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条第1項及び第19条の2第2項において同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項（各号を除く。）の規定は、第15条第1

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 略

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 略

2 前項の休憩時間は、次に掲げる場合には、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(1)・(2) 略

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条第1項及び第19条の2第2項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの

2 前項（各号を除く。）の規定は、第15条第1

項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条第1項及び第19条の2第2項において同じ。）」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 略 （超勤代休時間） 第8条の4 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第17条第4項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第17条第4項、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第15条第4項及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第17条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 略 （妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）第35条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 略 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第2号、次条及び第19条の4において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 略 2・3 略	
--	--

項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条第1項及び第19条の2第2項において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 略 （超勤代休時間） 第8条の4 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第17条第4項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第17条第4項、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第15条第4項及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第17条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 略 （妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）第35条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 略 (2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出（次項第2号、次条及び第19条の4において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 略 2・3 略	
---	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給料の支給） 第12条 略 2～5 略 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以	（給料の支給） 第12条 略 2～5 略 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以

外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（超過勤務手当）

第17条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5・6 略

（休日勤務手当）

第19条の2 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日にお

外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（超過勤務手当）

第17条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5・6 略

（休日勤務手当）

第19条の2 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日にお

いて勤務した職員についても、同様とする。

（管理職員特別勤務手当）

第19条の4 前条第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

務した職員についても、同様とする。

（管理職員特別勤務手当）

第19条の4 前条第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

3 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給料の支給） 第12条 略 2～5 略 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。 （管理職員特別勤務手当） 第15条の6 第15条の2第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2～4 略 （特殊勤務手当） 第16条 次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。 (1)・(2) 略 (3) 県立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職員給料表の特2級、2級若しくは1級の者又は中学校教育職員給料表の特	（給料の支給） 第12条 略 2～5 略 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。 （管理職員特別勤務手当） 第15条の6 第15条の2第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2～4 略 （特殊勤務手当） 第16条 次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。 (1)・(2) 略 (3) 県立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職員給料表の特2級、2級若しくは1級の者又は中学校教育職員給料表の特

2級、2級若しくは1級の者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると任命権者が認める程度に及ぶ当該業務に従事した職員 教員特殊業務手当

ア・イ 略

ウ 任命権者が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等を行うもの

エ 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに行うもの

オ 略

(4) 略

2 略

（超過勤務手当）

第17条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5・6 略

2級、2級若しくは1級の者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると任命権者が認める程度に及ぶ当該業務に従事した職員 教員特殊業務手当

ア・イ 略

ウ 任命権者が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等を行うもの

エ 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに行うもの

オ 略

(4) 略

2 略

（超過勤務手当）

第17条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5・6 略

（休日勤務手当）

第18条の2 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（休日勤務手当）

第18条の2 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

- 4 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給料の支給） 第14条 略 2～5 略 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。 （超過勤務手当） 第17条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた学校栄養職員等には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（教育委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読	（給料の支給） 第14条 略 2～5 略 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。 （超過勤務手当） 第17条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた学校栄養職員等には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（教育委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（教育委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項に

み替えて準用する場合を含む。）の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（教育委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた学校栄養職員等には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5・6 略

（管理職員特別勤務手当）

第17条の6 第17条の2の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として教育委員会規則で定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

（特殊勤務手当）

第18条 次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。

(1)～(4) 略

(5) 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師で職務の級が小学校、中学校等教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の特2級、2級又は1級の者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると任命権者が認める程度に及ぶ当該業務に従事した職員 教員特殊業務手当

ア・イ 略

ウ 任命権者が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等を行うもの

エ 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は執務が行われる時間が勤務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに行うもの

オ 略

(6) 略

2 略

第18条の2 略

において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた学校栄養職員等には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5・6 略

（管理職員特別勤務手当）

第17条の6 第17条の2の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として教育委員会規則で定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

（特殊勤務手当）

第18条 次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。

(1)～(4) 略

(5) 小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師で職務の級が小学校、中学校等教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の特2級、2級又は1級の者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると任命権者が認める程度に及ぶ当該業務に従事した職員 教員特殊業務手当

ア・イ 略

ウ 任命権者が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等を行うもの

エ 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は執務が行われる時間が勤務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに行うもの

オ 略

(6) 略

2 略

第18条の2 略

（休日勤務手当）

第19条の2 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている学校栄養職員等以外の学校栄養職員等にあつては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、教育委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして教育委員会規則で定める日において勤務した学校栄養職員等についても、同様とする。

（休日勤務手当）

第19条の2 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている学校栄養職員等以外の学校栄養職員等にあつては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条又は第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、教育委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして教育委員会規則で定める日において勤務した学校栄養職員等についても、同様とする。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 5 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（管理職員特別勤務手当） 第4条の2 前条の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として知事が定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により次の各号に掲げる日（次項及び第23条第4項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (1) 週休日（勤務時間を割り振らない日（次号に掲げる日を除く。）をいう。） (2) 職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日（当該日を勤務日に、同日以外の勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更した場合には、変更後の同日） (3) 休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り当てられた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。第11条及び第18条第1項において同じ。） 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	（管理職員特別勤務手当） 第4条の2 前条の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として知事が定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り当てられた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給す

（特定任期付職員等についての適用除外等）

第23条 略

2・3 略

4 第4条の2に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当は、特定任期付職員又は第1号任期付研究員が臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等において勤務をした場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。

る。

（特定任期付職員等についての適用除外等）

第23条 略

2・3 略

4 第4条の2に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当は、特定任期付職員又は第1号任期付研究員が臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日若しくは休日等において勤務をした場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

- 6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（第1号任期付研究員の裁量による勤務） 第7条 略 2～4 略 5 勤務時間条例第3条第2項及び第3項、第4条、第5条、第8条の4並びに第10条の規定は、<u>第2項</u>の第1号任期付研究員には、適用しない。	（第1号任期付研究員の裁量による勤務） 第7条 略 2～4 略 5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第8条の4 <u>及び第10条の規定は、前項</u>の第1号任期付研究員には、適用しない。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 3 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第52号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（県民税の納税義務者等） 第18条 略 2 略 3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず	（県民税の納税義務者等） 第18条 略 2 略 3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合</u>、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち

、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 4・5 略 附 則 (県民税の法人税割の税率の特例) 14の3 平成3年4月1日から令和13年3月31日までの間に事業年度が終了する法人(第18条第4項の規定により法人とみなされるものを含む。附則第14項の6及び第14項の7において同じ。)の各事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。	県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 4・5 略 附 則 (県民税の法人税割の税率の特例) 14の3 平成3年4月1日から令和8年3月31日までの間に事業年度が終了する法人(第18条第4項の規定により法人とみなされるものを含む。附則第14項の6及び第14項の7において同じ。)の各事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第3項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第53号

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係） 1～5 略	別表第1（第2条関係） 1～5 略 6 <u>次に掲げる課程に在学する生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項及び次項において「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対する奨学給付金の支給に関する事務（別表第2教育委員会の部5の項において「奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの</u> (1) <u>高等学校等（就学支援金法第2条に規定する高等学校等をいう。次項において同じ。）の課程</u> (2) <u>高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科（学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条第1項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき置かれた専攻科をいう。）の課程</u> 7 <u>高等学校等を退学し、再び高等学校等に入</u> <u>学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務（別表第2教育委員会の部6の項において「学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの</u> 8 <u>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収</u>

別表第 2（第 4 条関係）		<u>金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
知事以外の執行機関	事務	知事以外の執行機関	事務	
教育委員会	1 ～ 3 略	教育委員会	1 ～ 3 略	
	4 特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの (1) 略 (2) 県が設置する中学校への <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費</u>		4 特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの (1) 略 (2) 県が設置する中学校への <u>学校教育法第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費</u>	
	<u>5</u> 略		<u>5</u> <u>奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの</u>	
略			<u>6</u> <u>学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの</u>	
			<u>7</u> <u>高等学校の専攻科（学校教育法第58条第1項の規定に基づき置かれた専攻科をいう。）に在学する生徒に対する専攻科支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
			<u>8</u> 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 3 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第54号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
機関	事務	機関	事務

1 知事	和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第2条第2号に規定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1 知事	(1) <u>次に掲げる課程に在学する生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対する奨学給付金の支給に関する事務（次項において「奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>ア 高等学校等（就学支援金法第2条に規定する高等学校等をいう。以下この項において同じ。）の課程</u> <u>イ 高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科（学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条第1項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき置かれた専攻科をいう。）の課程</u> (2) <u>高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務（次項において「学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの</u> (3) <u>和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第2条第2号に規定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u> (4) <u>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>
2 教育委員会	(1) 特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの <u>ア 略</u> <u>イ 県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費</u> (2) 略	2 教育委員会	(1) 特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの <u>ア 略</u> <u>イ 県が設置する中学校への学校教育法第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費</u> (2) 略 (3) <u>奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの</u> (4) <u>学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの</u> (5) <u>高等学校の専攻科（学校教育法第58条第1項の規定に基づき置かれた専攻科をいう。）に在学する生徒に対する専攻科支援金の支給に関する事務であって</u>

	(3) 略
--	-------

別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報
1 知事	(1) 略	略
	(2) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（別表第 3 において「生活保護関係情報」という。）の提供を受ける事務であって規則で定めるもの</u>	略
	(3) 略	略
2 略	略	略

	(6) <u>規則で定めるもの</u> 略
--	-----------------------

別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報
1 知事	(1) 略	略
	(2) <u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（別表第 3 において「生活保護関係情報」という。）の提供を受ける事務であって規則で定めるもの</u>	略
	(3) 略	略
2 略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

和歌山県地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第55号

和歌山県地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 2 年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第 1 条 広域的な見地から市町村等と一体となつて地域の振興を図るために要する経費及び <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、和歌山県地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</u>	(設置) 第 1 条 広域的な見地から市町村等と一体となつて地域の振興を図るために要する経費の財源に充てるため、和歌山県地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第56号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給料の支給） 第10条 略 2～5 略 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。 （手当） 第11条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 在宅勤務等手当</u> <u>(7)～(20) 略</u> （通勤手当） 第13条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>第13条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される警察官、定年前三任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。）及び高齢者部分休業警察官（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。）（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に限る。）に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</u> (1)～(3) 略 3～9 略 第13条の2 略 （在宅勤務等手当） 第13条の3 <u>住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた警察官には、在宅勤務等手当を</u>	（給料の支給） 第10条 略 2～5 略 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。 （手当） 第11条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 <u>(6)～(19) 略</u> （通勤手当） 第13条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>定年前三任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。）及び高齢者部分休業警察官（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</u> (1)～(3) 略 3～9 略 第13条の2 略

支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（超過勤務手当）

第15条 略

2 略

- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた警察官には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた警察官には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5・6 略

（休日勤務手当）

- 第17条の2 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている警察官以外の警察官にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた警察官には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した警察官についても、同様とする。

（超過勤務手当）

第15条 略

2 略

- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた警察官には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた警察官には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5・6 略

（休日勤務手当）

- 第17条の2 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている警察官以外の警察官にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた警察官には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した警察官についても、同様とする。

（管理職員特別勤務手当）

第19条 前条第1項の規定により管理職手当を受ける警察官のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い警察官として人事委員会規則で定める警察官（次項において「管理警察官」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該警察官には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

（管理職員特別勤務手当）

第19条 前条第1項の規定により管理職手当を受ける警察官のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い警察官として人事委員会規則で定める警察官（次項において「管理警察官」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該警察官には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。